

教育委員意見交換会

日時 令和3年7月28日(水) 午前9時20分～午後1時30分

場所 本館3階大会議室2

出席者 日渡教育長、河盛委員、大島委員、宮本委員、鈴木委員、新谷委員
(事務局)山崎教育次長、松下教育監、橘理事

中山教委総務部長、長山教職員人事部長、江戸学校教育部長、藤本教育センター所長、
大貫学校管理部長、浦部中央図書館長、志波教職員人事課長、桑田学校指導課長、
中達生徒指導課長、渡邊能力開発課長、有澤中央図書館総務課長、
増田中学校給食準備室長、南教育環境整備推進室長、増田学芸課長
永木教育政策課長、至田教育政策課長補佐、古賀教育政策課企画係副主査

案件

- ・学校園管理職人事について
 - ・堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について
 - ・堺市博物館協議会規則の一部改正について
 - ・堺市中学校給食改革実施計画(案)の策定について
 - ・総合学力プロフィールの個人票の作成について
 - ・中学校、高等学校における校則の見直し等について
 - ・堺市立学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択について
- その他非公開案件あり

学校園管理職人事について

令和3年度実施の堺市立学校管理職等選考の方向性について説明し、意見交換をした。

(主な意見)

- ・女性の管理職の割合が男性より少なく、女性管理職ならではの課題があるのではないか。女性管理職向けの説明会をしたほうがよい。
 - ・女性が管理職をめざさない背景をさぐるためアンケートを実施してはどうか。
 - ・管理職説明会の参加希望者の男女比はどのようであったか。
- ⇒本日時点で91名の参加希望者があり、そのうち3割弱が女性である。

堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について

・堺市立図書館協議会委員の任期が令和3年8月31日で任期満了となるため、次期委員候補の委嘱及び任命について説明した。

(主な意見)

なし

堺市博物館協議会規則の一部改正について

・堺市博物館協議会規則の会議の招集、非公開、書面開催、会議録、庶務の改正内容について説明した。

(主な意見)

なし

堺市中学校給食改革実施計画(案)の策定について

堺市中学校給食改革実施方針において、具体的な建設用地と提供喫食数を明記し、策定することとしていた「堺市中学校給食改革実施計画」についての計画案を説明し、意見交換した。

(主な意見)

・事業者の立場で考えると、当該事業に対して銀行の融資などに優遇があるか、また 15 年という事業期間が終了した後は継続できるのか、といったことで判断すると思うが、どうか。

⇒民間金融機関の融資は公の事業であることから融資を受けることは可能。また、15 年目以降については、施設内部の設備の入れ替えや、施設の大規模修繕の必要性が発生すると考えており、事前に 15 年目以降のことを考えることになる。

・事業者は、金銭だけでなく、教育的視点をきちんと理解できていなければいけないので、そのような業者を選ぶ必要がある。

・PFI 事業で事業者が行う業務はどの範囲か。

⇒設計、建設、調理運営、配送、各中学校で配膳室までの搬入が PFI 事業の範囲である。

子どもたちが配膳室から教室まで運び、給食を配食する部分は学校における食に関する指導の範囲であり、事業者が行う業務の範囲でない。

・食物アレルギーへの対応は、おろそかにならないように、マニュアルを整備するなど食の安全に考慮していただきたい。

・中学生自身の意見を吸い上げる機会を持っていただきたい。また、食育センター機能として、調理場の見学などもできればよい。

総合学力プロフィールの個人票の作成について

「子どもがのびる学びの診断」の廃止に伴い、令和 3 年度の新しい様式を示して意見交換をした。

(主な意見)

・「子どもがのびる学びの診断」の廃止により、外部業者が作成していた個人票と同じレベルの個人票を作成することが難しいことは理解するが、新しい様式の個人票では、具体的に子どもは改善する点や目標を持っていないのではないか。

⇒個人票の文言等の検討を行うとともに、教員が面談で子どもに具体的なアドバイスができるように、研修で教員に個人票の趣旨を理解してもらうように努める。

・スポーツでもこのような個人票があり、子どもと一緒に話をすることで、合意するというプロセスを重視している。単純に数値を上げることを目的にするのではなく、教員との対話の中で子ども自身に総合的な学力向上にかかる目標等を考えさせることを目的にしたほうが伸びる。

・個人票は、いくつもの個人評価の手法のうちの一つにしか過ぎないのではないか。個人票でカバーできない

ものは他の方法で対応すればよいので、肝心な点は、教員が個人票のみにとらわれず、上手に使いこなせるようになることだ。

中学校、高等学校における校則の見直し等について

先般、文部科学省から校則の見直しについて各学校に周知し、適切に対応するように通知を受けた。校則の中には、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているものもみられることから、内容や必要性を今一度考えなおすため、堺市立学校へ校則の見直しについて教育委員会から通知をし、見直し結果を8月末に集約する。教育委員会としての対応の方向を意見交換した。

(主な意見)

- ・校則を必ずホームページに掲載すること、または外部評価が入るような学校協議会などで意見をもらうこと、というようなフィルターをかけることができるのではないか。
- ・小学校には「校則」というレベルではないかもしれないが、事実上の生活の決まりはあるのではないか。小学校も見直しの対象か。
⇒小学校も対象である。
- ・校則の具体例も示されない中での議論が難しいので、8月に集約した見直し結果を示してもらい、改めて議論したい。

堺市立学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択について

教科用図書の採択基本方針と採択基準、また中学校歴史教科書については、新たに検定合格となった自由社の教科書の調査研究結果及び昨年度採択した帝国書院の教科書の採択理由や調査研究結果を踏まえて採択替えを行うことを去る5月17日に議決した。これに伴い、令和4年度の使用教科用図書を採択するため意見交換した。また、堺高等学校および支援学校で使用する教科用図書の報告をし、意見交換した。

(主な意見)

- ・ユニバーサルデザインの観点から比較するとどのような違いがあるか。
- ・堺の歴史、地域との関連という観点で比較するとどのような違いがあるか。
- ・教師が使いやすい教科書が良いと思うが、単元を貫く問の立て方などに違いはあるか。